

議案第 52 号

令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 122,563,333 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 介護保険料		千円 25,279,539
	1 保 險 料	25,279,539
2 使用料及び手数料		33,971
	1 手 数 料	33,971
3 国庫支出金		26,148,921
	1 国庫負担金	20,682,622
	2 国庫補助金	5,466,299
4 県支出金		17,027,742
	1 県負担金	16,147,884
	2 県補助金	879,856
	3 財政安定化基金支出金	2
5 財産収入		40,681
	1 財産運用収入	40,681
6 支払基金交付金		31,470,373
	1 支払基金交付金	31,470,373
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		22,470,314
	1 一般会計繰入金	19,646,316
	2 基金繰入金	2,823,998
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		56,790
	1 延滞金・加算金及び過料	2

款	項	金額
	2 雜 入	千円 56,788
11 市 債		35,000
	1 市 債	35,000
歳 入 合 計		122,563,333

介護保険事業特別会計

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 3,327,042
	1 総務管理費	3,327,042
2 保険給付費		113,330,619
	1 保険給付費	113,330,619
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		5,710,871
	1 地域支援事業費	5,710,871
5 諸支出金		134,016
	1 還付金	77,854
	2 延滞金	1
	3 繰出金	56,161
6 基金積立金		40,682
	1 基金積立金	40,682
7 公債費		102
	1 公債費	102
8 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		122,563,333

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター研修委託経費	令和9年度から 令和12年度まで	千円 15,840

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
介護保険事業	千円 35,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。 起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後ににおいては、当該見直し後の年度における利率とする。	借り入れの日から5か年以内（据置期間を含む。）に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えができる。